

新築・切替割引契約

【ゴトク割】

[付帯契約型]

(選択約款)

2020年9月1日実施

四国ガス株式会社

目 次

1.適	用	1					
2.選	択	約	款	の	変	更	1
3.用	語	の	定	義	1		
4.適	用	条	件	2			
5.契	約	の	締	結	2		
6.料	金	2					
7.延	滞	利	息	3			
8.契	約	の	解	約	3		
9.精	算	3					
10.そ	の	他	3				

付 則

1.こ	の	選	択	約	款	の	実	施	期	日	3
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	---

別 表

別表第1.料	金	の	割	引	4
--------	---	---	---	---	-------	---

1. 適用

この新築・切替割引契約（以下「この選択約款」といいます。）は、4に定める適用条件を満たすお客さまが適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「付帯契約」… 主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」… この選択約款に基づく付帯契約の対象となる契約で、4(1)に定める一般ガス供給約款及び選択約款のいずれかの契約をいいます。
- (3) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅であり、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「戸建」… 「ガスを使用する建物ごとの区分を定める件」(昭和60年通商産業省告示第461号)第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分に該当する建物をいいます。
- (6) 「新築」… 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。)をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合

には、その端数の金額を切り捨てます。

- (8)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の(1)から(4)に定める条件を全て満たすお客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、一般ガス供給約款、温水式暖房・給湯契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、家庭用燃料電池契約のいずれかに基づく契約を締結していること。
- (2) 戸建の専用住宅又は併用住宅の住宅部分で、新築または他燃料(LPガス・オール電化など)からの燃料転換により、新たに当社の都市ガスを使用開始されること。
- (3) 原則、住宅の所有者とガス契約の締結者が同一名義であること。
- (4) 当社が、(2)または(3)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、使用場所への立ち入りを承諾していただくこと。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づくガスの使用を希望されるお客さまは、所定の方法により、当社に申し込みをしていただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約(以下「この契約」といいます。)は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)に成立いたします。
- (3) 契約適用開始日は次のとおりといたします。
契約成立日の翌日を契約適用開始日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)以前の場合は、使用開始日を契約適用開始日といたします。
- (4) 契約終了日は次のとおりといたします。
使用開始日が属する月の翌月を起算月として60か月目の月末日を契約終了日とし、割引の適用は別表第1(1)に定めるとおりといたします。
- (5) この契約を解約したお客さまが、再度同一需要場所でガスの使用を希望される場合、原則として、この選択約款の適用対象外といたします。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。
- (6) お客さまが当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、当社は申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

- (1) この選択約款を適用した場合の料金は、主契約に基づき算定された料金から(2)によって算定される金額を差し引いて算定いたします。ただし、他の付帯契約を併用する場合は(2)によって算定される割引額と、当該併用する付帯契約に基づく割引額の合計金額を差し引いて算定した料金といたします。

- (2) 割引額は、主契約に基づき算定された料金に別表第1(2)に定める割引率を乗じて算定いたします。その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げます。
- (3) 料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

7. 延滞利息

この選択約款を適用した場合には、延滞利息の算定の対象となる本体料金は、6で算定された料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものを適用いたします。

8. 契約の解約

- (1) 主契約に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし5(5)により、その後の契約の締結に制限を受ける場合があります。(2)において同じ。)
- (2) お客さまに契約違反があった場合(4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの選択約款に基づく契約を終了いたします。なお、契約終了日は、申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。

9. 精算

すでにこの選択約款を適用のお客さまで、4に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった日以降、最初の定例検針日の翌日までさかのぼり、この選択約款の適用がない場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額をお支払いいただきます。(消費税等相当額を含みます。)

10. その他

その他の事項については、主契約となる一般ガス供給約款及び選択約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2020年9月1日から実施いたします。

別 表

別表第1. 料金の割引

(1) 割引適用期間

適用期間	契約適用開始日から、使用開始日が属する月の翌月を起算月として60か月目の月末日までの検針分
------	---

(2) 割引率

割引率	10パーセント
-----	---------